

「やまがたK A i G O P R i D E」キャンペーン実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県内の介護関係団体、教育関係機関及び行政機関が連携して、イベントやSNS等を介して介護職の魅力向上につながる情報を発信することにより、介護職に対するポジティブなイメージの浸透、社会的評価の向上を図り、介護職員の確保、離職防止を推進する「やまがたK A i G O P R i D E」キャンペーンを実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(期間)

第2条 このキャンペーンは通年で実施することとし、介護の日（11月11日）を含む11月とK A i G O P R i D E DAY（2月22日）を含む2月を重点取組期間とする。

(主唱者)

第3条 このキャンペーンの主唱者は、次の各号のとおりとする。

(1) 介護関係団体

社会福祉法人山形県社会福祉協議会、一般社団法人山形県介護福祉士会、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会、山形県老人保健施設協会、山形県認知症高齢者グループホーム連絡協議会、公益財団法人介護労働安定センター山形支部

(2) 教育関係機関

羽陽学園短期大学、東北文教大学短期大学部、新庄コアカレッジ、ニチイ学館山形支店、大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校山形校、鶴岡中央高等学校、山辺高等学校

(3) 行政機関

山形労働局、山形県、山形県内全市町村

(協力事業者)

第4条 このキャンペーンの協力事業者は、一般社団法人K A i G O P R i D Eとする。

(協議)

第5条 主唱者は、このキャンペーンを推進するため、山形県が設置する「介護現場革新会議」において、キャンペーンの事業の進捗、評価及び見直し等についての協議を行う。

(事業)

第6条 このキャンペーンで実施する取組みは、次の各号のとおりとする。

- (1) 介護職の魅力を伝えるための中学校及び高等学校等における出前講座
- (2) SNS等（Twitter、Instagram、TikTok及びYouTube等）の活用による情報発信
- (3) テレビや新聞の活用による情報発信
- (4) 高校生、大学生などの若い世代と連携した情報発信
- (5) 職業体験型イベント及び介護分野の就職フェア等のイベントにおける情報発信
- (6) 介護の魅力を発信する全国的な会議等への参加
- (7) その他キャンペーンの普及定着に必要な取組み

(キャンペーン事務局)

第7条 キャンペーンの事務局は、山形県健康福祉部高齢者支援課に設置し、一般社団法人 K A i G O P R i D E と協力して、事務を執行する。

(その他)

第8条 主唱者及び協力事業者は、それぞれが保有する写真、動画、パネル、印刷物その他の啓発に必要なコンテンツ（以下「コンテンツ等」という。）を、互いに使用することができるものとする。

2 前項のコンテンツ等の使用に当たっては、事前にコンテンツ等の保有者の許諾を得なければならない。

3 コンテンツ等の使用に当たって必要な経費が生じる場合には、コンテンツ等の保有者は、コンテンツ等の使用前に、経費の総額を示さなければならない。

附 則

この要領は、令和4年7月26日から施行する。